

バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業・制度の変更点について

	地域脱炭素融資促進利子補給事業	バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業
指定金融機関について	<p>以下の2つの型の指定金融機関があります。</p> <p>①TCFD型 TCFDが開示を推奨する項目に沿った情報開示を行っている地銀</p> <p>②ESG融資目標設定型 自らが行うESG融資に係る目標の設定等を行い、組織方針として明確化している信用金庫</p>	<p>以下の2つの型の指定金融機関があります。</p> <p>①バリューチェーン脱炭素型 企業と連携し、当該企業のバリューチェーンの脱炭素に資する取組支援の実績を有している金融機関 …メガバンク等を想定</p> <p>②地域脱炭素化支援型 地域企業の脱炭素に資する取組の支援体制を構築している金融機関 …地銀、信金、信組等を想定</p>
利子補給対象設備について	<p>○利子補給対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に設置された再生可能エネルギー施設のための蓄電池は対象になりません。 	<p>○利子補給対象設備</p> <p>以下が新たに対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に設置された再生可能エネルギー施設のための蓄電池
融資計画書について	<p>○融資計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の当該事業では融資計画書の制度はありません。 	<p>○融資計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年2月11日から令和7年6月30日までに融資の開始の日が設定されている場合、融資計画書を提出することが出来ます。
事業成果報告について	<p>○毎年度報告する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 算定期間は国の会計年度 事業者単位または事業所単位の二酸化炭素排出抑制量 利子補給対象設備の二酸化炭素排出抑制量 EPCホームページでの公表なし 	<p>○毎年度報告する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 算定期間は国または事業者の会計年度 原則、事業者単位の二酸化炭素排出量 利子補給対象設備の二酸化炭素排出抑制量 EPCホームページでの公表あり